駐輪場の附置義務制度の見直し素案に関する パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

> 令和7年11月 新宿区

1 パブリック・コメントの実施結果 概要

(1) パブリック・コメントの実施期間 令和7年7月5日(土) から令和7年8月5日(火)

(2) 意見提出数及び提出方法

意見提出者 4名・団体

ホームページ	4名・団体
持参	0名・団体
ファックス	0名・団体
郵送	0名・団体

(3) 意見数及び意見の反映等

意見数 21件

意見項目の内訳			該当 No.
1	「駐輪場の附置義務制度見直しの目的」に関する意見	1 件	No.1
2	「新宿区内の駐輪に関する実態について」に関する意見	6 件	No.2~7
3	「対象となる指定用途の追加」に関する意見	2 件	No.8,9
4	「管理に関する届出等の追加」に関する意見	2 件	No.10,11
5	その他の意見	10 件	No.12~21

意見の反映等

A	意見の趣旨を反映する、意見を踏まえて修正する	0 件
В	意見の趣旨は区の方向性と同じ	2件
C	意見の趣旨に沿って制度を推進する	0 件
D	今後の取組の参考とする	0 件
E	意見として伺う	9件
F	質問に回答する	10 件
G	その他	0件
合		21 件

2 パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

令和7年7月5日(土)から8月5日(火)にかけて実施した駐輪場の附置義務制度の見直し素案に関するパブリック・コメントにおける意見要旨及び区の考え方をまとめたものです。

【意見提出者数及び意見数】 意見提出者数 4名・団体 意見数 21件

<記載内容は、以下の項目を設け整理しています>

項目	説明			
【意見項目】	頂いたご意見の内容が、どの項目に該当しているかを示してい			
	ます。			
【意見要旨】	基本的に原文を記載していますが、誤字脱字の修正及び文章の			
	要約を行っています。			
【区の考え方】	頂いたご意見について、区の考え方を示しています。			
	素案への反映等については、A~G で示しています。			
	A~G の分類については、パブリック・コメントの実施結果概要			
	(P1) ご確認ください。			
	また、区に対する質問については、回答を記述しています。			

	1	1		
No.	意見項目	意見要旨	対応	区の考え方
1	駐輪場の附置義務制度見直しの目的	「駐輪場の附置義務制度を見直す」という方向性は大変結構である。むしろ他の自治体と比較しても遅すぎた。まだまだ実態、実情との乖離が見られ更に見直しは重ねて必要である。そもそも終例なのものに瑕疵があるのではないか。①「指定用途」対象範囲が導入した。③立地特性考慮無し。特に大商圏の繁華街、小最終ゴールを輸出した。③立地特性考慮無し。特に大商圏の導入同等に、公共投資にルな適応。等々。「放置自転車を無くす」という最終ゴールを輪指すなら、数規建築かへの附置義務制度の導入同等に、公共政場入化、鉄道事業者、既存該当施設への附置提案等も含「停め易い」目記がの推・一ズにも合わせたエリアごとのよりプラットしていてのを場強・一ズにも合わせたエリアごとのよりプラットしています。場の整備が必要であると思う。、「よき先例」と思われるような先進的な見直し、改正を成し遂げてください。期待しています。	В	ご意見の趣旨は、区の方向性と同じです。 現行の指定用途の整備台数基準が新宿区の実態と乖離していることなどから、本見直しでは、4つの項目(現行の指定用途に関する 見直し、対象となる指定用途の追加、管理に関する届出等の追加、 地域特性を踏まえた新たな制度の導入)の見直しを行います。 また、エリアごとの駐輪場の整備については、地域の状況等をみながら検討等を行っていきます。 なが、条例改正後においても、その効果について実態をふまえて 検証していきます。
2	新宿区内の駐輪に関する 実態について	素案P3に6エリアの実態調査箇所が示されている。 説明資料「駐輪場の附置義務制度の見直し素素について」には、 6エリアの境界、エリア内に含まれる駅を示した図面が添付されて ないませんので、各エリア内のどこまでの駐輪場と駅が調査対象に 含まれているか確認できず、説明資料の妥当性の検証が困難です。 よって、最終説明資料には、実態調査内容と結果について詳細に提 示下さい。	E	ご意見として伺います。 実態調査の範囲等詳細については、新宿区自転車等駐輪対策協議 会(以下「協議会」という。)で示しており、協議会の資料は区 ホームページで公開しています。
3	新宿区内の駐輪に関する 実態について	素案P4の附置義務駐輪場の利用実態について、「届出されている箇所に対して運用が確認できた箇所は約3割で、確認できた整備台数は約5割です。」と記されています。記載内容等について確認します。「届出された箇所」とは、附置義務駐輪場の設置者が申請届出された駐輪場との意味ですか。「届け出された」の意味の定義を明らかにして下さい。	F	ご質問に回答します。 附置義務駐輪場の設置者から届出のあった施設のことです。
4	新宿区内の駐輪に関する 実態について	素案P4の附置義務駐輪場の利用実態について、「届出されている箇所に対して運用が確認できた箇所は約3割で、確認できた整備台数は約5割です。」と記されています。 「運用が確認」とは、下記のいずれに該当する確認ですか。 1)申請届出された附置義務駐輪場が撤去されている事が確認 2)申請届出時の附置義務台数が設置されていない事が確認 3)上記の2ケースの何れかを確認	F	ご質問に回答します。 現地で運用が確認できた駐輪場という意味で記載しており、届出されている附置義務駐輪場が撤去された、または、台数が設置されていないという意味ではありません。
5	新宿区内の駐輪に関する 実態について	素案P4の附置義務駐輪場の利用実態について、「届出されている箇所に対して運用が確認できた箇所は約3割で、確認できた整備台数は約5割です。」と記されています。素案P3の附置義務(機能している分)と記載されている。また、令和6年度第2回自転車等駐輪対策協議会資料4のP7記載の「現地確認できた附置義務駐輪場台数」と記載されています。これらは、「運用が確認できた箇所」と同義語ですか。	F	ご質問に回答します。 運用が確認できた箇所と同義です。 なお、第2回新宿区自転車等駐輪対策協議会(以下、「協議会」 なお、第2回新宿区自転車等駐輪対策協議会(以下、「協議会」 という。)での資料は実態調査の速報としてまとめていたため、第 2回協議会関催後に資料を精査し、第2回協議会資料から供給量の 数字は修正しています。
6	新宿区内の駐輪に関する 実態について	素案P4の附置義務駐輪場の利用実態について、「届出されている箇所に対して運用が確認できた箇所は約3割で、確認できた整備台数は約5割です。」と記されています。 運用が確認できなかった箇所の「変更届出書」(様式6)は、提出されていますか、教示下さい。	F	ご質問に回答します。 申請内容に変更があった場合は、変更届が提出されています。
7	新宿区内の駐輪に関する 実態について	素案P4の附置義務駐輪場の利用実態について、「届出されている箇所に対して運用が確認できた箇所は約3割で、確認できた整備台数は約5割です。」と記されています。 運用が確認できなかった箇所の「変更届出書」(様式6)が、無提出の場合の今後の対応について教示下さい。	F	ご質問に回答します。 届出内容と変更されていることが確認された場合は、変更届の提 出を求めます。
8	対象となる指定用途の追加	「駐輪場の附置義務制度の見直し素案ついて」のP6に「新宿区 ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」と記されて いるが、これは今後の賞される「ワンルームマンション等の建築及 び管理に関する条例等の対象拡大」の事を踏まえての記述か、教示 下さい。	F	ご質問に回答します。 駐輪場の附置義務制度で新たに対象となる共同住宅は、一区画の 専有面積が30㎡以上の住戸の総数が10戸以上のものとしています。 このような共同住宅の中には、専有面積30㎡未満のワンルーム形式 の住戸が混在する場合も想定されることから、「新宿区ワンルーム マンション等の建築及び管理に関する条例」の改正内容も含め、整 合を図りながら進めています。
9	対象となる指定用途の追 加	東京都の自転車保有率は、39.4%(2014年調査)程度との調査結果もあり、シェアサイクルの普及などの社会背景もある為、住宅の駐輪付置義務台数について再検討いただきたい。(例えば、ワンルーム30~40㎡は0.5台/戸 等)	E	ご意見として伺います。 本見直しでは、いわゆるワンルーム形式規模を超える共同住宅を 対象としており、1戸あたり2台以上所有する場合なども想定され ることから、最低限の台数として1戸あたり1台を設定していま す。
10	管理に関する届出等の追加について	管理に関する届出について、マンション管理組合を管理者とした 場合、毎年理事長が変更になるケースがある。変更届はその都度出 す必要のないように配慮してほしい。	E	ご意見として伺います。 駐輪場の管理者を把握するため、管理者が変更される場合は、原 則、変更届の提出が必要です。 なお、個別のケースについてはご相談ください。
11	管理に関する届出等の追加について	管理に関する届出について、共同住宅について、防犯上の懸念もあり案内看板は努力義務へ検討してほしい。	В	ご意見の趣旨は、区の方向性と同じです。 共同住宅に関しては、その居住者が利用する駐輪場であることから、案内看板の設置は義務としない方向です。 なお、来訪者用の駐輪場を設ける場合は、ご相談ください。
12	その他	説明資料「駐輪場の附置義務制度の見直し素案について」の冊子の内容は、今後改訂される駐輪場の附置義務制度根拠資料となると認識しますので、駐輪場の附置義務制度の見直し最終案公表時には、自転車等駐輪対策協議会への提出資料を含めた内容の冊子を作成されることを希望します。	E	ご意見として伺います。 本素案は駐輪対策協議会での議論を経てとりまとめており、駐輪 対策協議会の資料については区ホームページで公開しています。

No.	意見項目	意見要旨	対応	区の考え方
13	その他	令和6年度第1回自転車等駐輪対策協議会資料3に6エリアの実 能調査箇所(案)が報告されているものの、協議会の決定事項として 「実態調査計画案について共有した」と記されているみでありまる 協議会が実態調査箇所(案)の承認を確認する事が出来ません。落合 地区を除く6エリアを対象とする事、各エリアの境界、エリア内 含まれる駅について、協議会の決定を受けられたか確認します。 実態調査において、落合地区を除く6エリアを対象とする事、各 エリアの境界、エリア内に含まれる駅の選定は、自転車等の適正条に 用の推進及び自転車等駐輪場に関する条例第29、300年 規定する重要な事項と認識します。協議会の最終承認が確認できな いのは、条例に反していませんか。	F	ご質問に回答します。 令和6年度新宿区自転車等駐輪対策協議会第1回において実態調 査計画案について説明し、実態調査を行うことの了承を得ていま す。
14	その他	新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画(令和4年度 改定) P8の「区内鉄道駅の駐輪場の需要と供給のパランス」及び P10の「駅別の放置自転車台数」において、落合駅、中井駅は放 置自転車の多い駅(区内駅の順位11位、15位)であり、中井駅は駐 輪場の需要の多い駅となっています(区内駅の3位)。落合地区の 中井駅を中心としたエリア選定されなかった事由を教示下さい。	F	ご質問に回答します。 附置義務駐輪場、公共駐輪場、放置自転車が多い駅周辺のエリア を選定しました。今回の調査では、附置義務制度の見直しを目的と しており、中井駅周辺には附置義務駐輪場がないため候補としてお りません。
15	その他	マンション等まちづくり方針がR7年3月に策定されています。 当方針において、下記2点について令和8年度を目標に改訂される 予定となっています。 ・区内の幹線道路沿いに線的に指定されていると共に、早稲田鶴巻 町、荒木町周辺、四ツ谷三栄町周辺においては面的に指定されている ち中高層住居専用地域が廃止され、特別用途指定への変更の計画となっています。 ・ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例等の対象拡 今後の中高層住居専用地域が廃止に伴い、今回公表の「駐輪場の 附置義務制度の見直し素案」の変更が生じないか、教示下さい。	F	ご質問に回答します。 マンション等まちづくり方針では、第一種中高層住居専用地域又 は第二種中高層住居専用地域等の用途地域の見直しではなく、中高 層階住居専用地区の見直しと新たな特別用途地区の指定などについ て検討することとされています。 そのため、駐輪場の附置義務制度の見直し素案の内容に変更は生 じません。
16	その他	マンション等まちづくり方針策定により、本計画の「原単位」の設定に変更が生じないか、教示下さい。	F	ご質問に回答します。 本見直しにおいては、現状の附置義務駐輪場の利用実態や、放置 自転車の状況を踏まえた原単位の設定としているため、マンション 等まちづくり方針策定により、原単位の設定に変更は生じません。
17	その他	都市開発諸制度の各基準等の改定・施行及び経過措置について (R7年7月) 公表されている。 ①都市開発諸制度の各基準等の改定・施行及び経過措置について (R7年7月) と整合を図った「駐輪場の附置義務制度の見直し最終案」の作成を願います。 ②今後、都市開発諸制度における住宅供給促進型の見直し(抑制)が行われますので、これを踏まえた「駐輪場の附置義務制度の見直し最終案」の策定を願います。	E	ご意見として伺います。 「都市開発諸制度の各基準等の改定・施行及び経過措置について (令和7年7月)」の内容は本見直しの内容に直接影響はありません。
18	その他	既設建物の駐輪場改修について、本制度に伴い設置台数を変更 し、青空駐輪場を屋根付きの建屋駐輪場へ改修する場合、固定資産 税等の優遇を検討していただきたい。	E	ご意見として伺います。 本制度では屋根付き駐輪場の整備は要件としてはおらず、屋根の 設置は任意です。
19	その他	新宿区は狭あいな敷地も多く、駐輪スペースの確保が難しいこと も考えられる為、対象敷地面積の設定を検討いただきたい。(例えば、敷地面積500㎡以上を対象とする等)	E	ご意見として伺います。 駐輪場の設置階は地上階に限定していないことや、自敷地内に駐 輪スペースを設けることが難しい場合には、いわゆる隔地により確 保することができるため、対象敷地面積の設定は考えていません。
20	その他	250mの範囲に同一開発の中で、ループ等、シェアサイクル整備の場合は、隔地確保同等の整備と判断して頂きたい。	E	ご意見として伺います。 現状で、シェアサイクルのポートがその施設利用者以外による返 遺場所として利用されるなど、附置義務以外の利用も考えられるた め、同等との判断はできません。
21	その他	再開発事業において三つの地区に分かれているが、地区によって は狭あいな敷地になる。条例改正によって駐輪スペースを確保する と、権利者の床面積を十分に確保できず、事業継続が困難になるこ とが考えられる。事業認可された再開発事業においては、この限り でない等の特例基準(但し書き)を検討頂きたい。	E	ご意見として伺います。 本見直しでは、新宿区内の駐輪実態に合わせて見直しを行うもの です。また自敷地内に駐輪スペースを設けることが難しい場合に は、いわゆる隔地により確保することができるため、ご意見の特例 の検討は考えていません。